

からだに良い食品の新制度が「機能性表示食品」制度 2015年4月スタートしました!

「機能性表示食品」制度とは?

健康への効果や効能を国の審査を経ずに事業者の責任で、「からだに良い」表示ができるようになりました。サプリメントなどの他に野菜や魚といった生鮮食品も対象に。「からだに良い」をキーワードに食品市場の売上げアップにつながると期待されています。

国の
審査不要

効果を
うたい
販売可能



温州みかん

βクリプトキサンチンを含み
骨の健康を保つ食品です!



緑茶 (ペにふうぎ)

メチル化カテキンを含んでいる
ため、花粉が気になる方の
目や鼻の調子を整えます!

食品全般

- 錠剤などのサプリメント
- 野菜や果物等などの生鮮食品
- 加工食品

※アルコール類や塩分や糖分を過剰に摂取する食品は対象外です

表示の対象者

病気にかかっていない方

対象外になる方

病気の患者、妊婦、未成年者、授乳婦

制度の
対象

「機能性表示食品」制度の流れ

食品メーカーなどが機能性の科学的根拠となる論文探し or 臨床研究

商品名、関与する成分、商品に表示予定の機能などを消費者庁に届け出

消費者庁が受理

60日後

どのような機能があるかを容器包装に表示した商品を発売

POINT
1

成分の効果や効能が伝えられます!

配合成分の効果・効能を伝えられることが大きな特徴です。それにはしっかりとしたエビデンス(=科学的根拠)を所有していることが条件です。

しっかりとしたエビデンスとは…

- ① 商品の機能性をヒトや動物で評価試験する方法
- ② 世の中にある文献を探していく方法



表示例 「本品にはAが含まれます。AにはBの機能があることが報告されています。」

「本品のホウレンソウにはルテインが含まれます。ルテインには目の健康に関する、眼の色素量を上昇させることが報告されています。」

↑ 必須項目として包装のおもて面に表示が義務づけられています



さまざまな身体の部位について言及することができます!

成分の有効性が証明できる科学的根拠のある製品は、関節・目・脳・心臓・皮膚・骨など、具体的な部位を示してどう体に良いのかを表示できます。

機能性表示食品の表示例 (健康の維持や増進に役立つ範囲内)

「目の健康を維持する機能があります」 → ○
「おなかの調子を整える機能があります」 → ○



維持 改善

が使用可能な
ワードです!

認められない表示例 (病気の治療や予防効果、意図的な健康の増強)

「美白」「増毛」 → ✕
「高血圧の人に」「糖尿病の人に」 → ✕



治療 予防

緩和 ○○病
○○症

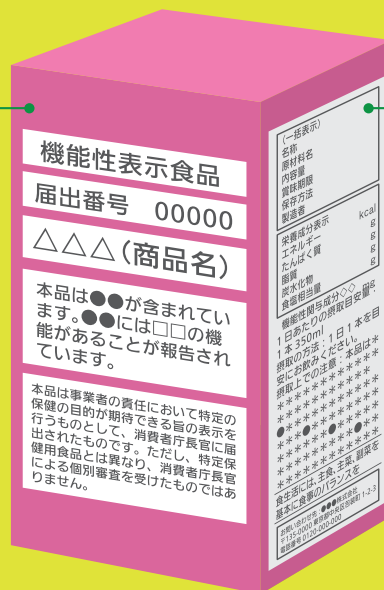
はNGです!

機能性表示食品にはたくさんの 義務表示が必要となります!

加工食品での機能性表示イメージ

おもて

- 機能性表示食品
- 届出番号
- 商品名
- 機能(本品は○○の調子を整えます)
- 国の審査を受けていないことを示す説明

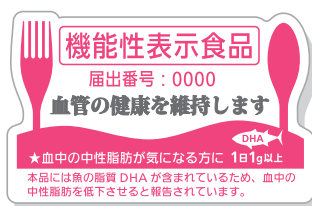


裏や側面

- 栄養成分表示
- 1日当たりの摂取目安量
- 1日当たりの摂取目安量あたりの機能性関与成分の含有量
- 摂取する上での注意事項
- 事業者名
- 問い合わせ先: 電話番号など
- 機能性や安全性に関する詳しい情報のURL



既存商品にラベルを貼って対応も可能!



機能性表示食品をレールPOPでアピール!



食品の効果をアピール!

